

「(仮称)湧別町自治基本条例」の制定に向けた基本方針

1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治の基本理念や行政運営の基本原則を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにした条例です。

地方自治体における自治のあり方を定めた最上位の条例という性格を有し、「まちの憲法」と言われています。

2 条例制定の背景

地方分権の進展により地方自治体には、自己決定・自己責任に基づく自立した地方政府としての役割が求められています。しかし、厳しい財政状況のもと、多様化する住民ニーズへの対応や地域の課題解決に向けた取り組みを行政だけで行うことに限界が生じています。このため、これらの変化に対応し、町民の満足度と地域力を高めていくために、主権者である町民が互いに協力し、行政と「協働」して積極的にまちづくりに参加することが重要であり、“町民・議会・行政がどのように協力し、まちづくりを進めていくか”その考え方やルールなどを定める動きが広がっています。

3 条例の必要性、本町の経過

現在の地方自治制度は、日本国憲法や地方自治法等の各種法令によって定められていますが、これらの法律は、地方自治について全国一律の基準などが示されているものの、地方自治体が「どのようにして個性豊かな地域形成を行うのか」については、地域の自治に委ねられています。多くの地方自治体では、「誰が、どのような仕組みによって、どのようなまちづくりを行っていくのか」という総合的な定めはなく、地方自治法に策定が義務づけられている総合計画がその役割を担うという考え方もできますが、総合計画はまちづくりの政策の大綱を定めたものであり、「どのような仕組みで政策を実行していくか」ということまでは踏み込んでいないため、多くの地方自治体で自治基本条例を制定する動きが進んでいます。

本町では、昨年7月に合併協議の経過を踏まえて(仮称)自治基本条例検討委員会を設置して、自治基本条例の必要性についての検討を行いました。検討の結果、「町民が共通認識(自治基本条例がまちづくりに必要という)を持って、合併を契機に条例の制定に取り組むべき」との結論に至っています。

”参加と協働のまちづくり”が強く求められている今日、湧別町の自治の在り方を町民・議会・行政が共有し、まちづくりのための基本的な仕組みを整え、湧別町の自治を確立するため、(仮称)自治基本条例の制定に取り組むものです。

総合的なまちづくりの仕組みとして・・・

自治基本条例の基本理念のもと、個別の条例や各分野の施策を総合的なまちづくりの体系として示します。

各種政策の立案、実行、評価、改善などの仕組みを整え、透明性を確保します。

新生・湧別町のまちづくりの仕組みを整えます。

参加と協働のまちづくりを推進する仕組みとして・・・

町民がまちづくりに参加する仕組みを明確にして、協働のまちづくりを推進します。
まちづくりを行ううえで、まちづくりの基本原則を町民・議会・行政が共有します。
町民、議会、行政の役割を明確にし、自治意識の高揚を図ります。

湧別町における自治の根拠として・・・

まちづくりにおける最高規範として条例を制定し、まちづくりを行うための根拠とします。

4 自治基本条例の類型

自治基本条例を制定する自治体は年々増えていますが、自治体によって条例の名称、規定される内容もさまざま、このような条例は、大きく4つの類型に整理することができます。

類 型	特 徴	代 表 例
行政基本条例型	行政組織の在り方やまちづくりにおける住民と行政の関係に力点を置いた条例(議会に関する事項を含まない)	北海道行政基本条例
住民参加条例型	住民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例	芽室町まちづくり参加条例
理念条例型	将来ビジョンや理念に力点を置いた条例	猿払村まちづくり理念条例
総合条例型	理念、住民参加、各主体の責務などバランスよく盛り込み、他の条例に対して最高規範性を持つ条例	ニセコ町まちづくり基本条例

本町では、総合型条例の制定を目指して、取り組みます。

5 条例に盛り込むべき事項(想定)

自治基本条例は、その自治体によって課題などが異なり、地方自治体が独自に定める条例であるため、特に規定すべき事項は決まっていません。湧別町における自治の理念、また、それらに基づくまちづくりの仕組みを検討して盛り込むことが必要です。

湧別町が制定に取り組む(仮称)自治基本条例に規定されることが想定される主な事項については、次のとおりです。

条例の目的と基本理念

条例を制定する目的と湧別町が目指す自治の理念を明らかにします。

町民参加機会の保障

町民参加の機会を保障し、町民参加を推進することを明らかにします。

まちづくりを担う主体の明確化と役割、責務

町民の役割や責務、権利などの基本事項を明らかにします。

議会の役割や責務、権限、議会運営などの基本事項を明らかにします。

町長、執行機関、職員の役割や責務などの基本事項を明らかにします。

行政運営の基本事項

行政運営のための各種制度(仕組み)を明らかにします。

(総合計画、財政運営、情報公開・共有、行政改革、行政評価など)

条例の位置付けと見直し規定

自治基本条例を町の最高規範として位置づけます。

自治を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、見直し規定を設けます。

条例制定後の運用を点検する組織を設けます。

6 策定方針

自治基本条例は、町民自治の確立が目的であることから、実効性を高めるためにも、町民が主体となって町民の目線で十分に時間をかけてつくり上げる過程が重要視されています。このことから、積極的に町民参加を促しながら、町民と行政がともに知恵を出し合い、機能する条例になるよう次の方針を掲げます。

町民参加の機会を設けるとともに、継続して広く意見を取り入れる体制を確保します。

策定委員会の設置、意見交換会の開催、町民意見の公募など

庁舎内では、関係する職員のみならず全職員が情報を共有して理解を深めます。

職員研修の開催、定例課長会議での報告、職員の意識改革

多くの町民に条例への理解を促すため、多様な媒体を活用し積極的な情報提供を行い、町民との情報共有に努めます。

広報ゆうべつ、ホームページ、地域スタッフなど

7 策定体制

(仮称)自治基本条例の策定に向けて、前項の策定方針のもと、次のとおり体制を整備します。

(1)課長会議

新たに検討する組織はつくり、町長をはじめ課長職以上の職員で構成する「課長会議」を庁舎内意思決定機関に位置づけ、議案成案に至る総合調整を行います。

(2)自治基本条例策定委員会

条例により策定委員会を設置し、(仮称)自治基本条例の素案づくりを行います。

策定委員会の委員の定数は、15名とします。(うち公募委員は5名)

町職員がオブザーバーとして策定委員会に参加し、(仮称)自治基本条例の素案づくりに加わります。

アドバイザーを複数回招へいし、助言を受けることとします。

8 策定スケジュール

(仮称)自治基本条例の制定に向けたスケジュールは、次のとおりとします。

- (1) 策定委員会委員の選考 H23.1.上旬～H23.2.中旬
公募町民(5名)の募集と有識者(10名)を選考します。
オブザーバーを指名します。
- (2) 策定委員会委員の委嘱 H23.2.下旬を目途
委員への委嘱状交付と趣旨説明を行います。
- (3) 条例の素案づくり H23.3.下旬～H25.2.
町長の諮問に基づき、(仮称)自治基本条例の素案を作成します。
素案づくりの過程では、町民に対して広報紙やホームページなどで情報提供を行うとともに、町民及び議会との懇談会を実施します。
- (4) 条例原案づくり H25.3.～H25.4.
策定委員会の答申に基づき、課長会議にて(仮称)自治基本条例の原案を作成します。
- (5) 町民意見の公募(パブリックコメント) H25.4.～H25.5.
町民に(仮称)自治基本条例の原案を公表し、原案に意見を求めます。
- (6) 条例案の決定 H25.5.
町民意見の公募結果をもとに、定例課長会議で協議を行い、(仮称)自治基本条例(案)をまとめます。
- (7) 議会への提案・審議・議決 H25.6.
(仮称)自治基本条例(案)を議会へ提案し、審議していただきます。
- (8) 町民への周知 H26.1.～
(仮称)自治基本条例の検討過程と同様に、町民に対して情報提供し、内容等を周知します。(パンフレット等の作成など)
- (9) (仮称)自治基本条例の施行 H26.4.1～

湧別町自治基本条例の検討体制について

[H23.1.26現在]

